

四日市基署発0821第1号

令和5年8月25日

一般社団法人

四日市労働基準協会長 殿

四日市労働基準監督署長



騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（周知依頼）

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図っているところですが、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性を改めてご理解いただき、会員事業場に対して、改訂後のガイドラインについて周知していただきますとともに、騒音障害防止対策の推進に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。